

平成 22 年 8 月 18 日  
危機管理室安全・安心担当課

## 暴力団の排除のための条例の制定について

一般社会への暴力団の進出が懸念されていることから、本年、暴力団排除のための条例が、福岡県（4 月）、愛媛県（8 月）で施行され、東京都においても来年第 1 回定例都議会を目途に、（仮称）暴力団排除条例の制定が検討されている。そこで、練馬区においても、暴力団排除についての基本理念を明らかにし、区、区民、事業者等の役割を定める条例の制定を検討する。

### 1 主な内容

暴力団排除についての基本理念、区、区民等の役割、都への協力、暴力団への利益供与の禁止、暴力団の威力を利用することの禁止、区の事業からの暴力団の排除、青少年への教育などが考えられる。ただし、区の既存の諸規程との関係や都条例の内容をふまえ、今後検討するものとする。

### 2 制定時期

都条例の制定の動きと整合をとりつつ、平成 23 年区議会第 1 回または第 2 回定例会での議決を目途とする。

### 3 今後の予定

- (1) 警視庁、区内 3 警察署との協議（継続）
- (2) 関係課長による庁内検討会議
- (3) 東京都条例についての情報収集
- (4) 有識者の意見聴取
- (5) 素案の作成
- (6) 区民意見の募集
- (7) 条例案の作成、議案提出